



Doshisha University Academic Repository

同志社大学学術リポジトリ

ディドロ「自然法」

著者	恒藤 武二
雑誌名	同志社法學
号	6
ページ	74-77
発行年	1950-11-20
権利	同志社法學會
URL	http://doi.org/10.14988/pa.2017.0000009035

資料

デイドロ「自然法」

恒藤武二譯

この語は非常に平俗に使はれているので、このことがらが明らかに自分に知られていると自分自身の心の底で思はないような人はほとんどないほどである。この内的感情は哲學者にもまた何も反省しない人にも次のごとき唯一の差違を除いては共通である。法とは何ぞやといふ問題について後者は術語と概念とを同時に缺いているために、良心の裁判所に委かせ沈黙を守る。前者は彼が出發した同じ點へ再びつれ戻し、あるいはその定義によつて片附けたと信じている問題よりもさらに難しい他の問題に彼を投げ込むような、循環論をなした後初めて沈黙とより深い反省に導かれる。

質問された哲學者は云ふ、「法は正義の基礎、あるいは第一理由 (La raison première) である」と。しかし正義とは何だろう。「それは各人に彼に屬するものを與える義務である。」しかし他人にはなくある一人の人に屬するものとは何か、すべての物がすべての人に屬している状態で、またおそらく明らかな義務の觀念が未だ存在していないところで。

(三五二)

七四

道徳のあらゆる諸觀念の中で自然法の觀念が最も重要でありかつ最も定義し難い觀念の一つであると哲學者が感じ始めるのはこの點においてである。それゆえもしもわれわれがその助けによつて、自然法の觀念に對して提出するのを常とする最も重要な困難を解決することが出来るような何らかの原理を明らかに立てることに成功したならばこの論文においてわれわれは多くの寄與をなしたと信じ得るであろう。

このためには、ふり出しに戻つて事柄を取り上げ、明白なこと以外には議論を進めぬこと、少なくとも道徳的問題が持つようなかつすべての思慮ある人を満足さすような明證さから議論を進めることが必要である。

i もしも人間が自由でないかあるいは、もしも人間の瞬間的な決意、あるいは彼の動搖すらもが、彼の魂の外部にある何らかの物質的なものから生れてくるものであつて、彼の選擇が非物質的な實體の、またこの實體の單純な能力の純粹な行爲でないとするならば、動物的な善意や惡意は存在し得ても、理性的な善意や惡意は存在しないであろう、また道徳的な善も惡も、正義も不正義も、義務も權利も存在しないであろう。そこからついでに云えば怒意ではなくて、自由の現實性を確固として定立することが、いかに重要であるかを見るであろう。人はしばしば自由を怒意の現實性と混同するのであるが。

ii われわれは貧弱な、偶然的な、不安な存在として存在している。われわれは情念 (passions) と欲望をもつていて。

われわれは幸福であろうと欲する。あらゆる瞬間に不正なかつ情熱的な人間は彼が他人に自分自身に對してはして欲しくないと思ふことをしていると感ずる。それはその人の心底で聞える、打消し難い判断である。彼は自分の悪意を見る。したがつてそれを白狀するか、あるいは他人にも自分が侵かしているのと同じ權威を認めねばならない。

iii 情念があまりに激しいので、もしもそれを満足させなかつたら、生きていくことすらがひどい重荷になり、また他人の存在を左右する權利を得るために、自分自身の權利を他人に委ねるような人々に對しわれわれはいかなる非難をなすことが出来ようか。もしも彼が大膽にも次のように云つたら何とわれわれは答へよう。「私は人類の眞中で恐怖と惱みをもつてゐる。しかし、自分が不幸であるかあるいは自分が他人に害をなすかどちらかが必要である。そして自分が自分自身にとつて貴重であるほど貴重な他人は誰もいない。この忌まはしい偏愛をとがめ給うな、それは自由ではない。それは自然の聲であり、自然が私のために話している時以上によく了解される時はない。しかし同じように荒々しく自然の聲がひびくは私の情念の中にあつてではなからうか。人間よ、私が呼びかけるのは君に對してである。死にかけている時に、祕密と罰せられないことが確かであるとしたり、人類のもつとも多くの部分を犠牲にして自己の生命を購ふことをあえてせぬような人はどういふ人であろうか。しかし、と彼は續ける。

私は衡平であり誠實である。もし私の幸福が、私にとつて邪魔になるようなあらゆる存在を追ひ拂うことを要求するとして、同時に、何人であれ、ある個人は私の存在が邪魔である限り、私の存在を追拂うことが出来ねばならぬ。」

iv 私は最初に善と惡によつて表わされる一つの事柄に注意しよう、すなわちまず理性によつて推理せねばならぬと云うことである。なぜなら人間は單に動物であるばかりでなく、理性を働かす動物であり、従つて現在の問題について、眞實を見出す手段があり、それを探すことを拒絶する人は人間の資格を捨てる者であり、残りの人々によつて野獸として扱はれるべきであるし、かつ、一度眞理が発見されると、それに従うことを拒否する者は狂人乃至は道德的に悪い性質を持つた悪人であるから。

v では亂暴に推理する人に對して、彼を押し黙らす前に何と答へたらよいだらうか、すべての議論はすなはち彼がその生命を捨てることによつて他人の存在の上に權利をもつかどうかを知ることによつて還元される。なぜなら彼は幸福であることを欲するばかりではない。さらに彼は衡平であることを欲し衡平であることによつて悪人であると云う形容を己れから遠ざけようと欲しているからである。それゆゑにわれわれは次のことを彼に注意させよう。たとえ彼が捨てるものが彼に全く完全に屬し、そのためそれを自由に處分することができ、また他人に提供する條件が、さらによいものである時にも、

彼は他人にその条件を受入れさず合法的な權威を何らもつていないこと。また私は生きたいと云う者は死にたいと云う者と同じ根據を持つてゐること。かつ後者は唯一つの生命しか持たず、それを捨てることによつて、無限の生命の支配者となる。と云うこと、地上に彼と今一人の悪人としかいないとして、もその交換はほとんど平衡でないと云うことを。人が欲することを他人にも欲せしめることは愚かなことであること。彼が仲間にかさず危険が自分のさう危険と同じであることは不確かであると云うこと。彼が偶々自分に許すことは彼が私に敢へてすることを強制することに比例した價ではあり得ないと云うこと、自然法の問題は彼に一見されるよりもさらに複雑なものであること、彼は自ら判事及び當事者になつてゐるので、彼の裁判所はこの事柄について管轄權を持つていないと云ふことを。

vi しかしもしわれわれが正義と不正義の本質を決定する權利を個人から奪うとするならば、この大きな問題をどこへ持つて行つたらいか。どこへ？人類の前にである。それを決するのは全人類にのみ屬する、なぜならすべての人の善は全人類がもつ唯一の情念であるから。特殊の意志は疑はしいものである、それらは善でも悪でもあり得る。しかし一般意志は常に善である。それは決して誤つたことなく、また誤たないであろう。もしも動物がわれわれとほとんど同じ秩序のものであるなら、動物とわれわれの間に確實な交通の手段が

あるなら、また動物がその感情と思考とをわれわれに明確に傳へることができ、同じように明らかにわれわれのそれを知ることができるとしたら、一言で言えば一般の集會で投票することができるとしたら、動物達を集會に呼ばねばならないし、自然法は人類によつてかつその前にはなく、動物類によつてかつその前において辨護されるであろう。しかし動物はわれわれから不變にして永久の壁によつてへだてられてゐる。それでこゝでは人間の神性から發しそれを構成してゐる、人類に特有な認識と觀念の秩序が問題である。

vii 個人が何處まで人間、臣民、父、子であらねばならぬか、また何時生きあるいは死ぬのが適當であるかを知るためにたずねるべきは一般意志に對してである。あらゆる義務の限界を定めるのは一般意志に屬する。諸君は全人類によつて異議なく認められたあらゆる物に對し、最も神聖な自然權をもつ。諸君の思想と欲望の性質を明らかにするのは一般意志である。諸君が認識するすべてのもの、また考えるすべてのものは、それが、一般のかつ共通の利益にかかわる時に、善、偉大、高貴、至高なものであろう。君の幸福と、君の同類の幸福のために、すべての同類に要求するもの以外は君達の種にとつて本質的なものはない。君が人類の一員でありかつ、人類として留まる時、君の注意を引くのは君と他のすべての人、他のすべての人と君との利益の一致である。この一致を決して見失はないことだ、それなくしては、君は、善、正義、人間

性、徳の觀念が悟性の中でぐらつくのを見るであろう。しばしば次のことを自ら唱へよ。私は人間であり、かつ人類の自然權以外眞に譲り難い自然權を持たない。と。

viii しかし、君は問うだろう。この一般意志は何處に留まつているか。私は何處でそれに相談することが出来るか。あらゆる文化的國民の成文法の中に、野蠻な人々の社會的行動の中に。人類の敵同志の間の暗目の約束の中に。さらに恐りとうらみの中にさえ。社會の法則と公共の復讐の缺點をおぎなうために、自然が動物の中にまで與えたこの二つの情念の中に。

ix もしもすべて上に述べたことを注意深く考慮するならば、ix のことが分るのであろう。1 彼の特殊意志しか聞かない人は人類の敵である。2 一般意志は各個人にあつて、悟性の純粹行為であり、それは情念が沈黙している時に、人間が同類に要求し得るもの、および同類が彼に要求し得るものを根據づける。3 この人類の一般意志と共通の欲望の考慮は個人對個人に關する行為の規則であること、また同じ社會において、彼が構成員である社會に對する個人の行動および彼が構成員である社會の他の社會に對する行動の規則である。4 一般意志に服従することは、あらゆる社會のきずなである。犯罪によつて、形成されている社會をも除くことなく。あゝ、徳はあまりにも美しいので、盗人も彼らの洞窟の中でそのイメージを尊敬する。5 法はすべての人のために作られねばならぬ。

一人のためにではなく。さもなくばこの孤立した存在はわれわれが第五節において沈黙させたような亂暴な推理をする人に似た者となるだらう。6 一つは一般的であり、一つは特殊である二つの意志の中で、一般意志は決して誤らないのであるから人類の幸福のためには、立法權が何れに屬さねばならないか、またその特殊意志が一般意志の權威と、不可侵性とを結合している神聖な人類 (*morels augustes*) に、いかなる尊敬を拂はねばならぬかを見るのはたやすいことである。7 種 (人類) の觀念を永遠の流れの中におく時、自然法の本質は變化しないであらう。なぜならそれは常に一般意志と人類の共通の欲望に關係するから。8 衡平の正義に對するの理由は結果に對するに等しく、正義は宣言された衡平に外ならない。9 最後に、これらの結論は理性的なる人にとつては明白であり、理性的に考えようと欲しない人は、人間の資格を捨てる者であり、不自然な存在として扱はねばならぬ。

註(1) このパラグラフはルソー「民約論」草稿に再出。

(2) この文章はルソー「政治經濟學」に再出。

附記 以上はデイドロの "Droit Naturel" と云ふ論文の全訣である。この論文は彼自身を中心になつて編纂した「百科全書」第五卷 (一七五五年十二月刊) の一項目として發表されたものであつた。一般意志と云う語はデイドロのこの論文で初めて使用されたものである。なほ次の機會にルソーの『民約論』の草稿中デイドロのこの論文に關係あ